

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成 28 年 3 月 31 日・東京都規則第 144 号

1 概要

(1) 改正理由

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

電気事業法等の一部を改正する法律の施行により電気事業者の区分が改められることに伴い、規則第 20 条第 5 項第 2 号ハにおいて、「一般電気事業者又は卸電気事業者」を「一般送配電事業者、送電事業者又は発電事業者」に改める。

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局資源循環推進部計画課

直通 03-5388-3576

内線 42-812